# 公益社団法人ふるさと回帰・移住交流推進機構会員規則

（目的）

第１条　この規則は、公益社団法人ふるさと回帰・移住交流推進機構定款第６条、第８条及び第４４条の規定に基づき、公益社団法人ふるさと回帰・移住交流推進機構（以下「機構」という。）の会員に関し必要な事項を定めるものとする。

（入会手続き）

第２条　会員になろうとする者（有識者会員を除く。）は、所定の加入申込書を代表理事宛てに提出しなければならない。

２　前項の申し込みがあったときは、理事会は、第３条の定めに従い、加入の承認、不承認を決定し、これを加入申込者に対し通知する。

（会員資格基準）

第３条　会員になろうとする者から第２条の申し込みがあったとき、理事会は、以下の何れかの項目に該当する場合、加入を承認しないことがある。

（１）機構の趣旨に賛同していない。

（２）過去に機構の定款または本規則違反その他の事由により、除名または退会処分を受けたことがある。

２　市町村は、その存する都道府県が都道府県会員である場合に限り市町村会員となることができる。また、その存する都道府県が都道府県会員の資格を喪失したときは、市町村は同時に市町村会員の資格を喪失する。

（会員資格の取得）

第４条　正会員（有識者会員を除く。）としての加入の承認を受けた者は、その承認を受けた日に会員資格を取得する。ただし、定款第７条及び次条に定める加入時の会費が納入されるまでの間は、その権限を行使することができない。

２　市町村会員として加入の承認を受けた者は、その承認を受けた日に会員資格を取得する。

３　有識者会員に決定された者は、会員資格を取得する日として理事会が定めた日に会員資格を取得する。

（会費）

第５条　加入の承認を受けた者は、速やかに定款第７条第１項ただし書きに定める加入時の会費を一括して納入しなければならない。同項ただし書に定める額は、同条に定める毎事業年分の会費の額を１２で除し、加入の承認を受けた日の属する月から次の３月までの月数を乗じた額とする。この場合において、１円未満の端数が生じる場合は、端数を切り捨てた額とする。また、同条に定める毎事業年度分の会費については、それぞれ定められた会費納入日までに納入しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、機構の設立の登記の前日に任意団体移住・交流推進機構の会員であって、機構の設立の登記の日に加入の承認を受けた者にあっては、その加入の承認を受けた日に定款第７条に

定める加入時の会費を納入したものとみなす。

３　前項に規定する者については、平成２７年３月までの間で個々に定められる会費納入月に年会費を納入しなければならない。

４　第１項及び第３項の会費を滞納した者は、その滞納期間中は会員の権限を行使することができない。

（退会）

第６条　退会しようとするときは、退会をしようとする日の２か月前までに書面にて機構事務局にその意向を伝えた上で、次事業年度分の年会費請求日の前日までに別に定める退会届を代表理事宛てに提出しなければならない。

（補則）

第７条　この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

附 則

この規則は、機構の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規則は、令和４年２月４日から施行する。

附 則

この規則は、令和４年３月２８日から施行する。